

## 令和 2 年度香川県外来医療計画に基づく同意書の提出状況等について（意見照会）

昨年度、地域医療構想調整会議において、御検討いただいた「香川県外来医療計画」に基づき医療機関から提出された「地域で不足する外来利用機能を担うことについての同意書」及び「医療機器の共同利用計画」の状況（令和 2 年 4 月提出分から令和 2 年 12 月提出分まで）は以下のとおりです。

なお、「香川県外来医療計画」では、「地域で不足する外来医療機能を担わない医療機関」については、地域医療構想調整会議への出席を要請し、協議を行い、その結果を議事録として公表することとしておりますが、今回は、書面での意見照会とさせていただきますので、御意見ございましたら、別紙により提出いただきますようお願いいたします。

## （1）診療所の開設について

## ①地域で不足する外来利用機能を担うことについての同意書の提出状況

提出件数	51
うち、地域で不足する外来医療機能を担う医療機関	50
うち、地域で不足する外来医療機能を担わない医療機関	1

## ②地域で不足する外来医療機能を担わない医療機関について

名称：医療法人社団 桜光明会 さくらビューティークリニック 高松院

所在地：高松市

診療科：美容皮膚科

開設日：令和 3 年 1 月 22 日

理由：

自由診療で医療脱毛のみを行う診療所であり、初期救急・在宅医療・公衆衛生のいずれも担わない医療機関である。

## ※参考 香川県外来医療計画（抄）

## 第 2 節 外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に求める事項

## 1 新規開業者に求める事項

外来医師多数区域において新規に無床診療所を開業しようとする医療関係者については、次節に記載する地域で不足する外来医療機能のいずれかを担うことを求めることとします。

新規開業者は、診療所開業の届出に当たって、管轄する保健所、保健福祉事務所に地域で不足する外来医療機能を担うことについての同意書の添付を求めることとします。

- 2 地域で不足する外来医療機能を担うことに合意しない新規開業者への対応  
 地域で不足する外来医療機能を担うことに合意しない新規開業者については、協議の場への出席を要請します。

協議の場においては、協議の場の主な構成員と当該新規開業者との間で協議を行うこととし、その協議の結果については、議事録として公表します。

協議の場の開催に当たっては、持ち回りによる開催や新規開業者に文書の提出を求め、当該文書に基づき協議の場で協議するなどの対応を取ることも可能とします。

## (2) 対象医療機器の設置について

### ①医療機器の共同利用計画の提出状況

	計	CT	MRI	PET、 PETCT	放射線 治療	マンモ グラフィ
提出件数	17	14	1	-	-	2
うち、共同利用計画あり	17	14	1	-	-	2
うち、共同利用計画なし	-	-	-	-	-	-

### ②共同利用計画を提出しない医療機器 なし

地域で不足する外来医療機能を担うことについての同意書



令和2年12月9日

高松市保健所長 殿

開設者 住 所 〒060-0063 北海道札幌市中央区南3条西3丁目8-1  
エテルビル8階  
氏 名 医療法人社団 桜光明会  
電話番号 TEL:011-241-8232 FAX:011-211-5343



香川県外来医療計画に定める地域で不足する外来医療機能を担うことについて、以下のとおり同意します。

名 称	エクスビュ-ティ-クリニック 高松院
開 設 場 所	高松市丸亀町2-13 丸亀町三番街3号館3階
開 設 年 月 日	令和2年 1月 22日
診 療 を 行 う 科 目	美容皮膚科
開設者が担おうとする地域で不足する外来医療機能	<input type="checkbox"/> 夜間や休日等における地域の初期救急医療 <input type="checkbox"/> 在宅医療 <input type="checkbox"/> 産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療 <input type="checkbox"/> その他の地域医療として対策が必要と考えられる外来医療機能 具体的な医療機能 ( ) ※ 当該外来医療機能について、対策が必要と考える根拠を示す資料を添付ください。
地域で不足する外来医療機能を担わない場合	<input checked="" type="checkbox"/> 地域で不足する外来医療機能を担わない 理由 (自由診療のみしか行わないため(医療脱毛)) ※ 後日、香川県健康福祉部医務国保課から、地域で不足する外来医療機能を担わない理由について、確認させていただきます。 ※ 東部保健医療圏、西部保健医療圏においては、地域医療構想調整会議で担わないとした理由について、説明いただきます。

※地域で不足する外来医療機能についての方針により、診療所の開設が妨げられることはありません。